

山形市上下水道部制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市上下水道部が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに工事又は営繕に係る調査、測量、設計、監理等及びこれらに準ずるもの（工事又は営繕に関連する業務をいう。以下「業務」という。）の委託に係る入札契約事務の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う制限付一般競争入札を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事及び業務（以下「工事等」という。）は、1件の設計金額が200万円を超える工事等とする。

(発注工事の選定)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、山形市上下水道部指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年水道事業管理規程第11号）第2条第2項に規定する1号審査会又は2号審査会の議を経て、制限付一般競争入札に付する入札を選定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 管理者は、工事等を制限付一般競争入札に付するときは、山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2で準用する山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づく公告（以下「公告」という。）を行うとともに、その周知を図るものとする。

(入札参加者の資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項の規定により、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (5) 電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合にあっては、山形市上下水道部電子入札運用基準（平成22年10月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入札参加者であること。

2 工事の入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次に掲げるもののうちから必要に応じて管理者が定めるものとする。

- (1) 山形市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (2) 発注工事の工種に係る建設業法に基づく許可を受けていること。
- (3) 水道施設工事にあっては、工事ごとに定める等級（山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和53年市告示第35号平成17年4月

水道事業管理規定第14号。) 第4条に定める等級をいう。) に格付されていること。

- (4) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事にあっては、それぞれの工事ごとに定める等級(工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(昭和53年市告示第35号)第4条に定める等級をいう。)に格付されていること。
 - (5) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
 - (6) 規則別記建設工事請負契約款第49条第11号の規定に該当しないこと。
 - (7) その他工事ごとに定める条件を満たしていること。
- 3 業務の入札参加資格については、第1項に定める事項のほか、次に掲げるもののうちから必要に応じて管理者が定めるものとする。
- (1) 山形市内に競争入札参加資格者名簿に登載された本店、支店又は営業所を有していること。
 - (2) 発注業務に係る測量法(昭和24年法律第188号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)、行政書士法(昭和26年法律第4号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年告示第1341号)に基づく登録を受けていること。
 - (3) 測量法第57条第2項の規定による営業停止、建築士法第10条の16第2項、不動産の鑑定評価に関する法律第41条、土地家屋調査士法第42条若しくは第43条、司法書士法第47条若しくは第48条若しくは行政書士法第14条若しくは第14条の2第1項若しくは第2項の規定による業務停止又は建設コンサルタント登録規程第12条第1項、地質調査業者登録規程第11条第1項若しくは補償コンサルタント登録規程第11条第1項の規定による登録停止の期間中でないこと。
 - (4) 委託契約款第20条第9号の規定に該当しないこと。
 - (5) その他業務ごとに定める条件を満たしていること。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札参加資格の確認は、規則第25条第2項の規定により競争入札参加資格者名簿に登載された者について、管理者が、その者が前条に定める事項を満たしているものと見込んで行うものとする。

- 2 制限付一般競争入札の電子入札案件に参加しようとする者は、規則第19条第2項の規定に基づく申請を管理者に行い、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認める者に対しては、その理由を付して通知しなければならない。

(入札参加資格者証の交付)

第7条 管理者は、第5条第2項第3号の規定に該当する事項を確認したときは、その者に対し一般競争入札参加資格者証(別記様式)を交付する。この場合において、一般競争入札参加資格者証は、山形市内に本店を有する者に交付するものとし、それ以外の者については必要に応じて交付するものとする。

(設計図書の閲覧)

第8条 設計書、仕様書、図面等の設計図書の閲覧は、公告した日から入札日の前日まで、公告で示された条件に該当する者に対して許可するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、管理者が認めた工事については、設計図書の閲覧に代えて、電子メールにより設計図書を提供する。

(入札への参加)

第9条 電子入札案件に係る制限付一般競争入札に参加しようとする者は、第6条第3項の規定により入札参加資格があると認められなければ、当該入札に参加することができない。

(入札の無効)

第10条 当該公告に示した入札に参加する入札参加資格のない者及び虚偽の申請により入札参加資格の確認を受けた者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他の入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金及び契約保証金は、規則第4条から第9条までの規定による。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年1月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事等について適用する。

(山形市上下水道部格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領の廃止)

2 山形市上下水道部格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領（平成12年6月施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市上下水道部格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領の規定により公告又は指名通知を行っている工事等の取り扱いについては、なお従前の例による。

別記様式（第7条関係）

N o .

年度一般競争入札参加資格証

資格者

住所

格付工種	格付等級	総合点数

山形市上下水道部制限付一般競争入札要領第7条の規定により交付します。

年　　月　　日

山形市上下水道事業管理者　　印

(注) 1 この証の有効期間は、当該格付の有効期間内とする。